

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 65 条第 1 項に規定する当該第二種大規模小売店舗立地法特例区域は、次のとおりとする。

（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）

藤枝市田沼一丁目 18- 8、18- 9

第二種大規模小売店舗立地法特例区域図（詳細図）

